

鳥屋野小学校地域検討会設置要綱（案）

（目的）

第1条 鳥屋野小学校の大規模化に起因する課題について、解決に向けた具体的な提言をまとめるため、鳥屋野小学校地域検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 検討会は、鳥屋野小学校区内の次の各号に示す団体より選出された者（以下、「委員」という。）で組織する。

- (1) 鳥屋野校区コミュニティ協議会
- (2) 鳥屋野小学校PTA
- (3) 学校に關係する団体

2 委員の任期は特に定めず、目的の終了を持って任を解かれる。なお、選出団体の役職が終了した場合は、次の役職者へ委員を引き継ぐものとする。

（会長及び副会長）

第3条 検討会に、会長1人及び副会長若干名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検討会を代表し総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職を代行する。

（会議）

第4条 検討会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の定めるところによる。
- 4 会長が必要と認めた者は検討会の会議に出席し、会長または委員の求めにより発言することができる。

（部会）

第5条 会長は、必要に応じて検討会内に部会を置くことができる。

- 2 部会を構成する部員は会長が委員から選任する。
- 3 部長は部員から会長が選任する。
- 4 部会は部長が招集し、部員の出席過半数をもって成立する。
- 5 部会における決定事項は、部長が適宜検討会に報告し承認を得る。

（会議等の公開）

第6条 検討会及び部会の会議は、公開を原則とする。

- 2 検討会及び部会の会議は、出席した委員または部員の過半数の同意により非公開とすることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

- 2 検討会の事務局を、鳥屋野校区コミュニティ協議会に置く。
- 3 事務局実務は、新潟市教育委員会と分担する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年11月25日より施行する。

鳥屋野小学校の現状と地域検討会の設立について

1 上山中学校区の現状と推計（平成27年5月1日現在の基準日）

※平成28年度以降の推計各年度学級数については、県の少人数学級パイロット事業が継続するものとして算出しています。

○鳥屋野小・上山小／上山中

校 名	学 年	実数值		推計値 ※曾野木小学校区の「親松」及び東曾野木小学校区の「高美町」、「上沼」 の推計各年度の1年生を、全て鳥屋野小学校に含めている。											
		平成27年度		28		29		30		31		32		33	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
鳥 屋 野	1	155	5	190	6	198	7	217	7	210	7	202	7	249	8
	2	154	5	155	5	190	6	198	7	217	7	210	7	202	7
	3	140	4	154	5	155	5	190	6	198	6	217	7	210	6
	4	132	4	140	4	154	5	155	5	190	6	198	6	217	7
	5	137	4	132	4	140	4	154	5	155	5	190	6	198	6
	6	131	4	137	4	132	4	140	4	154	5	155	5	190	6
	計	849	26	908	28	969	31	1054	34	1124	36	1172	38	1266	40
上 山	1	119	4	129	5	131	5	146	5	133	5	151	5	141	5
	2	126	4	119	4	129	5	131	5	146	5	133	5	151	5
	3	110	4	126	4	119	4	129	4	131	4	146	5	133	4
	4	97	3	110	4	126	4	119	4	129	4	131	4	146	5
	5	97	3	97	3	110	4	126	4	119	4	129	4	131	4
	6	110	4	97	3	97	3	110	4	126	4	119	4	129	4
	計	659	22	678	23	712	25	761	26	784	26	809	27	831	27
上 山	1	237	7	241	7	234	7	229	7	250	8	280	8	274	8
	2	223	7	237	7	241	7	234	7	229	7	250	8	280	8
	3	241	7	223	7	237	7	241	7	234	7	229	7	250	8
	計	701	21	701	21	712	21	704	21	713	22	759	23	804	24

【推計の方法】

・児童数の推計は、基準日に住民登録がある未就学児、児童数を各学校の通学区域ごとに調べて、その人数が次年度以降もそのまま新学年に進むものとして、6年間の児童数及び学級数を求めた。

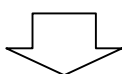
新潟市全体では、子どもたちは、年々、減少しているが、上山中学校区では、住宅用地の開発等により、児童生徒が急増し、小中学校共に大規模校化が進んでいる。

2 大規模校のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの出会いからさまざまな経験ができ、忍耐力や包容力を身に付ける機会に恵まれやすくなります。 ・クラス替えにより人間関係を再構築することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人数が多すぎると子どもたちと教員の関係が希薄になりやすく、教員は、子どもたちを深く理解することが難しくなります。 ・静かで落ち着いた生活環境ができにくくなります。
指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・学校内の教員同士で教科の研修や悩み事の相談が行いやすくなります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員は、共通理解に基づいた意思統一が難しく、指導や取組の徹底が図りにくくなります。 ・人数が多いため、小回りが利かず、柔軟な対応ができにくくなります。
学校運営	<ul style="list-style-type: none"> 学校行事などで組織力を生かしたダイナミックな教育活動が展開できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級数が多くなると、特別教室の確保が難しく、教育活動に支障をきたす場合があります。 ・一人あたりのスペースが少なく、子どもたちの活動が制約されやすくなります。

3 教育委員会が考える適正規模

- 学校内で環境の変化を作りだし、さまざまな経験ができるよう、クラス替えが可能な学校規模
- 子どもたちが互いに競い合いながら成長でき、子どもたちも教員もお互いに顔がわかり、信頼関係が築きやすい学校規模
- 教員間で授業の共同研究や指導方法の相談ができる学校規模
- 教員同士の意思統一が図りやすく、子どもと教員が向き合い、個々の子どもをよく理解できる学校規模
- 保護者の負担が過大にならず、教員が学校を不在にする場合でも子どもたちへの授業や指導ができる学校規模
- 特別教室や体育館の割り当てが無理なくでき、十分なスペースがある安心して過ごせる学校規模



適正規模	小学校 12～24学級（各学年2～4学級）
------	-----------------------

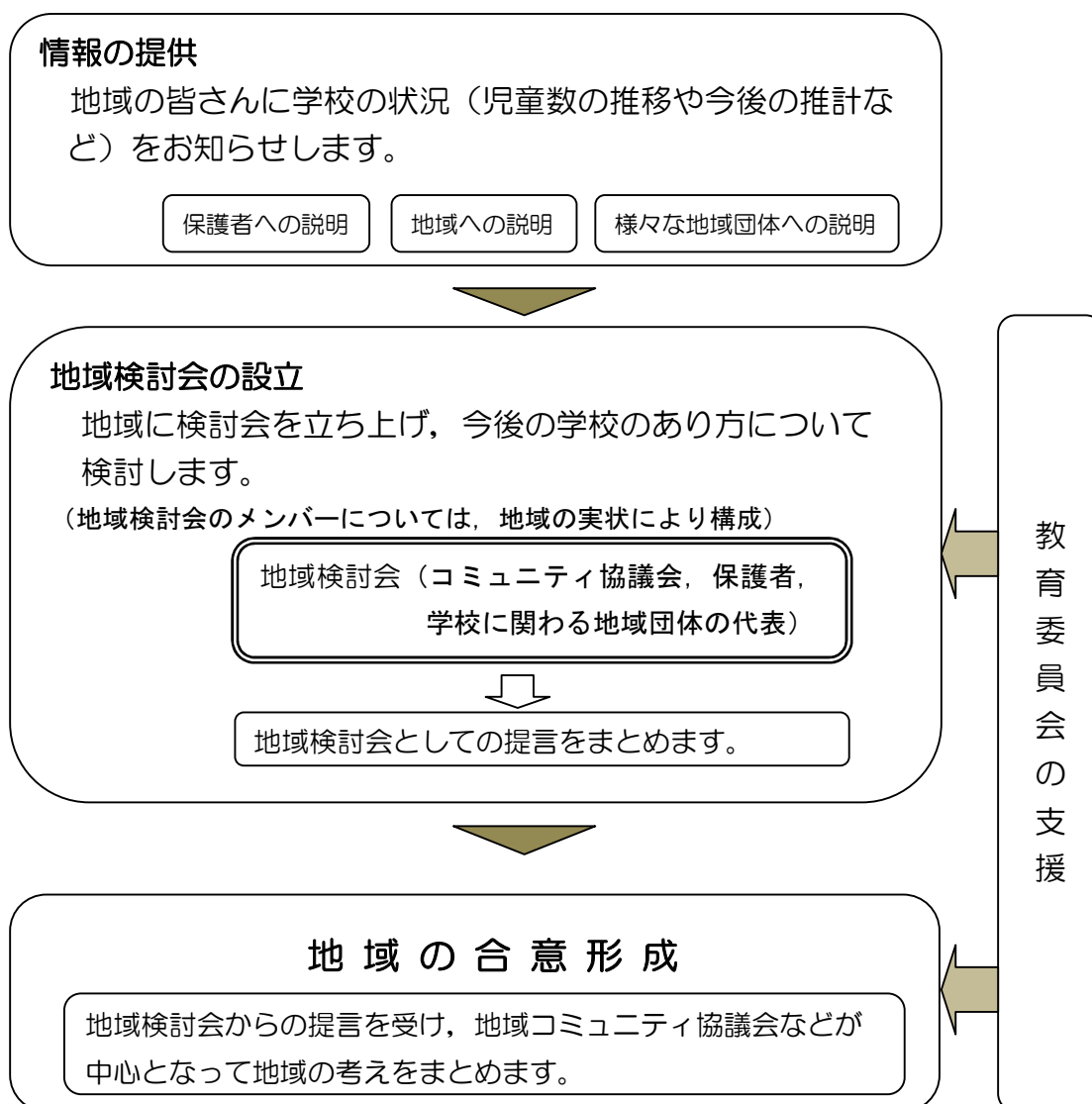
4 学校適正配置の基本方針

教育委員会では、平成23年10月に「新潟市立小中学校の適正配置基本方針」を策定し、望ましい教育環境や適正な学校規模ならびに地域の皆さんとの協議を始める範囲と進め方についてまとめました。

○ 基本方針

- ・すべての小中学校は適正規模であることが望ましいと考えます
- ・地域の合意のもとに進めます
- ・緊急性の高い学校から協議を始めます
- ・現在の通学区域（学区）を基本に考えます
- ・地域の実状を考えながら協議します

5 地域検討会の設立と協議の進め方（例）



○ 大規模校の場合

(ア) 分離新設

施設の整備を含めた新設校開校の協議を進めます。

分離新設にあたっては、新設した学校ともとの学校が、将来にわたって適正規模であることが見込まれることや、用地が容易に確保できること、また、増築や通学区域の変更で対応できない場合の方策とします。

(イ) 通学区域の変更

相手校の地域の皆さんと一緒に協議を進めます。

(ウ) 増築の場合

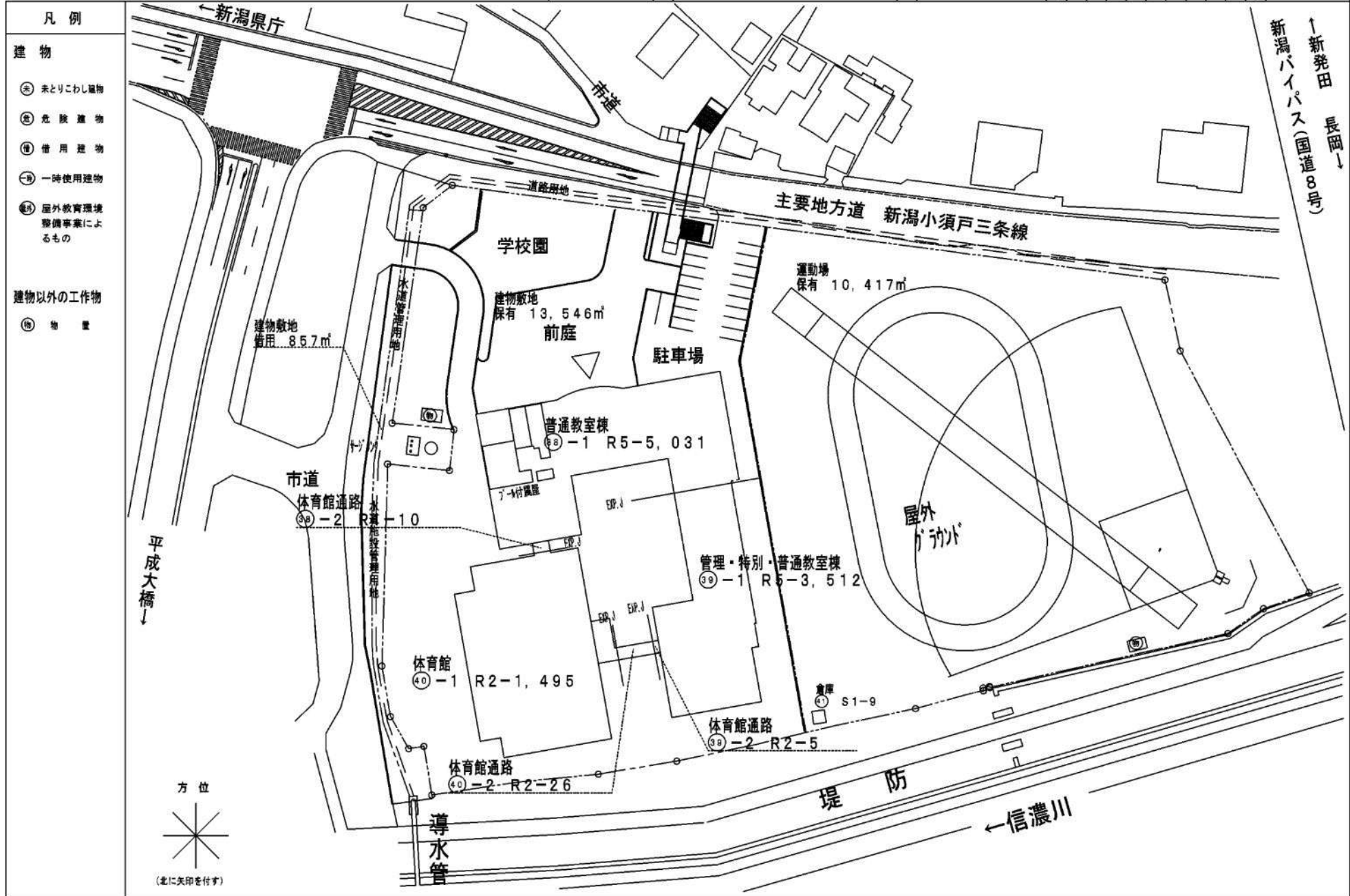
施設整備に向けて協議を進めます。

(エ) 他の方策の場合

選択された方策について、さらに協議を進めます。

(平成26年度)

施設の配置図	縮尺	1/1200 (A4)	学校名	鳥屋野小学校	児童数	152	学年	031	整理番号	0027-8
--------	----	-------------	-----	--------	-----	-----	----	-----	------	--------



鳥屋野小学校増築または分離新設など 想定スケジュール(案)

教育総務課

2015. 11. 25

